

長岡工業高等専門学校
令和 5 年度自己点検評価報告書

令和 6 年 6 月 19 日

長岡工業高等専門学校 自己点検評価改善委員会

令和 5 年度長岡工業高等専門学校自己点検項目

1. 令和 3 年度受審 機関別認証評価 基準 1, 3 の指摘事項に対する改善状況・・・2
2. 令和 4 年度教職員アンケート結果に基づく改善状況と今後の計画・・・・・・・・・・7
3. 令和 4 年度受審国立高専教育国際標準（KIS）受審後の改善状況・・・・・・・・・・9
4. 新認証評価基準に照らした自己点検のための根拠規程確認状況・・・・・・・・・・11

1. 令和3年度受審 機関別認証評価基準 1, 3 の指摘事項に対する改善状況

基準	1 教育の内部質保証システム
評価の視点	評価の視点 1－1【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。 1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。
観点	1－1－①【重点評価項目】 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 1－1－②【重点評価項目】 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 1－1－③【重点評価項目】 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 1－1－④【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 （準学士課程） 1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

	(専攻科課程) 1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
--	--

観点番号	観点 1-1-④
指定改善事項	前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を構成する「入学者選抜の基本方針」が明文化されていない」（観点 1-1-④）
令和 3 年度認証評価受審後に改善したこと（手順、マニュアル、規程改正等）	令和 3 年 11 月 18 日 長岡工業高等専門学校学科「三つの方針」及び長岡工業高等専門学校専攻科「三つの方針」規程一部改正 ・令和 3 年 11 月 18 日企画運営会議資料 2、議事要旨 【改正の概要】 令和 3 年 11 月 18 日に、長岡工業高等専門学校学科「三つの方針」及び長岡工業高等専門学校専攻科「三つの方針」を改正し、入学者受入方針（アドミッションポリシー）内に「入学者選抜の基本方針」を明文化した。
令和 5 年度の対応状況	令和 5 年 12 月 14 日長岡工業高等専門学校学科「三つの方針」一部改正により、アドミッションポリシー（共通）における選抜名称について、一般選抜の表記を学力選抜に改正する一部改正を行った。
根拠資料等	・令和 5 年度第 7 回企画運営会議議事要旨 ・長岡工業高等専門学校学科「三つの方針」の一部改正 新旧対照表

観点番号	観点 1-1-④
指定改善事項	前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程の一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている」について、「入学者選抜の基本方針」の明文化及び試験問題のチェックに関する取組が十分に改善されているとはいえない。（観点 1-1-④）
令和 3 年度認証評価受審後に改善したこと（手順、マニュアル、規程改正等）	令和 3 年度臨時教務委員会（令和 3 年 8 月 5 日）において「成績評価の心得」を作成し、複数年にわたる同一問題出題の禁止を明記し、定期試験ごとに周知を行っている。定期試験を行う非常勤を含む教員に、定期試験において過去 5 年間における同一問題を出さないよう誓約書を提出義務化、さらには、教務主事等による同一問題出題をしていないかのチェック体制を構築、チェック後には確認印を押し、実施日の記録をしている。
令和 5 年度の	教務主事等により令和 4 年度とそれ以前の同一問題出題をしていないか

対応状況	のチェックを行った。紙媒体でなく、ファイル形式での同一問題チェック体制へシフトするための体制を構築した。
根拠資料等	・令和５年度教務委員会第５回会議資料６

基準	３ 学習環境及び学生支援等
評価の視点	３－１ 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 ３－２ 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点	３－１－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 ３－１－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 ３－１－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 ３－２－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 ３－２－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ３－２－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 ３－２－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ３－２－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 ３－２－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備さ

	れ、適切な責任体制の下に機能しているか。 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。
--	---

観点番号	観点 3-1-②
対応中の個別指摘事項	教職員の ICT 環境の満足度を把握し改善するための取組が十分とはいえない。
令和 3 年度認証評価受審後に改善したこと（手順、マニュアル、規程改正等）	令和 4 年度第 4 回総合情報処理センター委員会が開催され、令和 4 年度 ICT 利活用状況・満足度アンケート結果について審議された。その結果、学生から校内無線 LAN の接続状況と通信速度へ改善要望が寄せられているものの、教員・職員の ICT 環境への満足度は標準を上回っていること、ICT 環境が有効に活用されていることがわかった。令和 4 年度後半に実施予定の高専統一ネットワーク工事後に改善状況と課題をアンケートにより改めて把握することになった。 主に以下の ICT 環境の改善がなされた。 （１）高専統一ネットワークが令和 4 年度中に更新され、仮運用が開始された。従前、1Gbps の通信速度をもつ校内ネットワークであったが、更新後、外部接続や建屋間については 10Gbps の通信速度に拡充された。また、Wifi4 や Wifi5 から Wifi6 に対応したアクセスポイントに更新され、従前よりも高速で安定した通信が可能になった。校内無線 LAN については IEEE802.1X 認証による接続に切り替わり、情報セキュリティの強化がなされた。 （２）学術情報ネットワークが SINET5 から SINET6 に更新された。SINET6 では長岡データセンターが新設される等、従前よりも快適なアクセス環境が実現された。
令和 5 年度の対応状況	令和 5 年度に以下の ICT 環境の改善がなされた。 （１）新しい高専統一ネットワークの本格運用が開始された。 （２）老朽化したプロキシサーバを停止してプロキシサービスを終了することにし、本校ファイアウォールにその機能の一部を担わせることでネットワーク運用の安定化を図った。 （３）eduroam の運用を開始し、教職員・学生の本校内外でのネットワーク利用の利便性が高まった。 （４）令和 4 年度 ICT 環境利活用状況・満足度アンケート調査結果を受け、本校の無線 LAN アクセスポイントを 24 箇所増設して利便性が

	高められた。 上記の ICT 環境の改善後に、令和 4 年度と同様のアンケート項目を用いて ICT 利活用状況・満足度アンケート調査が実施された。アンケート結果についての審議を行うために令和 5 年度第 3 回総合情報処理センター委員会が 3 月 4 日から 3 月 12 日の間にメール審議にて実施された。その結果、ICT 機器の更新状況を踏まえて令和 5 年度のアンケート調査における満足度項目において回答者の平均が 5 段階評価の 3（普通）以上であり、さらに令和 4 年度の同様の調査よりも改善していることが分かった。以上のことから同委員会において「教職員の ICT 環境の満足度を把握し、ICT 環境が改善した。」と判断された。
今後の改善案 ※基準に満た なかった場合	なし
根拠資料等	・ 令和 5 年度第 3 回総合情報処理委員会の資料 1、2－1、2－2、3

2. 令和4年度教職員アンケート結果に基づく対応状況と今後の計画

(1) コロナ禍を経た改善の状況

- ・コロナ禍対応による在宅勤務制度は廃止、教員会議オンライン参加は今後も可とした。
- ・アルコール消毒や温度計設置を続けてほしいという要望に対し、継続して感染対策を行いながら、対面の授業、演習対応を進めている。
- ・感染症に対応する制度は都度点検し修正した。
- ・令和5年度より、食堂でのお茶の提供を再開した。
- ・必修科目や低学年の授業における遠隔授業を廃止し、対面授業のみの教育に戻すべきとの意見から、「対面原則」の授業体制にもどした。
- ・特別欠席の取扱い厳密化を求める意見を受け、感染症に対する特別欠席は、診断書あるいは検査キットの結果の提出を原則とした。

(2) 業務改善の状況

- ・担任と学生課の業務改善として、各々、各種委員指定の減、積極的な事務補佐員採用で対応した。
- ・教員の評価項目は、一般に昇任時に提出する指定の調書に記載の項目が対象となる。学内業務任命は人事の記録として管理保存した。教育・学生指導・研究の自己評価書提出、教職員表彰を評価の一部として実施した。
- ・昇任は全学配置を考慮して規程に基づき決定した。採用と昇任時の候補者評価は点数化する方法とした。研究推進者の任命と業務は規程で整備した。
- ・校務分担への指名と長の数が必要最低限とした。
- ・代休取得は、週1日授業のない曜日の活用などを推奨している。
- ・寮宿に関する業務平等化は寮務委員会で点検された。
- ・会議資料の電子化によりタブレットが事務部に配布された。タブレットの無い教員は3名と把握し、必要な貸し出しを行っている。
- ・外壁修理、車いす用スロープの設置は、優先順位と必要性を鑑みて要求してきた。
- ・これまで宿直業務にあたる2名のうち1名を警備会社に委託し、もう1名は教員が輪番で担当してきた。また教員の輪番にはOB教員がひと月あたり6回程度入っている。令和5年度からはOB教員を3名体制にするとともに宿直回数の増加を希望する教員を募り、応募した有志の教員の宿直頻度を上げることで他の教員の宿直頻度を下げることが可能となった。具体的には令和4年度は1～2カ月に1回の宿直頻度であったが、令和5年度は約3カ月に1回の宿直頻度とすることができ、宿直業務負担の軽減につながった。
- ・学内Wi-Fiの利用環境の改善の要望に対して、Wi-Fiアクセスポイントの改善を行った。悪天候の場合など、状況によっては対面か遠隔かを選択できるようにしておくことを希望するとあり、遠隔配信が簡単に可能なツール一式を購入し、サイボウズ上でレンタルできるようにした。
- ・非常勤講師室設備のネットワーク環境を改善した。

- ・ Teams の活用の要望に対して、技術職員全員がアクセスできる専用の Teams を技術職員を中心に立ち上げた。業務量がアンバランスという意見に対しては、業務依頼書による各技術職員の業務管理を行い、会議において議論することを継続する。
- ・ 近年数々の新たな教育プログラムが作られてきたが、事務職員の立場としては、業務負担が増えていくばかりであるため、定期的な見直しを行ってほしいという意見に対して、WG（ワーキング会議）を減らし、教務委員会で ICT 関係、BYOD 関係の対応をした。
- ・ ワーキンググループに事務職員の参加を依頼し、教職協働のもとで過程を共有した。
- ・ 雨漏り、冷房設備は都度修理してきた。
- ・ 駐車スペースの拡大について検討を継続したい。
- ・ 競争的研究費の直接研究費からの研究以外の業務代行に係る経費の支出を可能とする制度（バイアウト制度）を制定した（令和 6 年 5 月 16 日）。
- ・ 教員の教育研究業務を補佐する事務補佐員の雇用を促進する講習会を実施した（令和 5 年 6 月 16 日）。
- ・ プロジェクト付きの非常勤職員の勤怠管理が紙ベースから電子システムへの移行が完了し、負担がある程度軽減された。

（３）学生支援

- ・ 行事等の中身（学生の参加率、意識）による見直し（削減、代替）
令和 5 年度より、4 月の文化競技会と 10 月の体育祭を統合して交千祭を実施した。
- ・ 3 月 5 日に教職員向けに FDSO 研修会を実施し、学生への多様な指導の在り方についての検討を行った。
- ・ 困窮学生に対する支援金として、日本学生支援機構の「物価高に対する経済対策支援」として、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、合計 34 名（1 名あたり、10,000 円）に支援を行った。

（４）今後の課題

- ① 駐車スペースの拡大について検討を継続したい。
- ② プロジェクト付きの非常勤職員の勤怠管理システムへの完全移行により、勤怠管理に係る負担は、ある程度軽減したものの、事務部の負担はまだ大きい。令和 6 年度は、地域連携係、人事係を中心に業務負担軽減策について検討する。

3. 令和4年度受審国立高専教育国際標準（KIS）受審後の改善状況

1.1	
点検項目	【育成する人材像の設定と公開・周知】 学校は、育成しようとする人材像を設定・公開し、教育に関わる教職員並びに学生に対して周知していること。この人材像は、人材像に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、卒業生の進路として想定される分野等を考慮して定められていること。
改善状況	○「学校として育成する人材像」を「長岡工業高等専門学校教育理念・目標並びに養成すべき人材像・教育上の目的等を定める規程」に明文化し（令和6年3月11日）、学生教職員への周知を図った。 ○育成する人材像に対する社会ニーズや、学生からの要望については、「教学アセスメントプラン」に基づき実施する各アンケートにより意見聴取し、「教学マネジメント実施規程」に基づき教育改善に活用する。
1.2	
点検項目	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設定と公開】 学校は、学科／コース毎に卒業生全員が卒業時に確実に身に付けておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、教育に関わる教職員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標はモデルコアカリキュラム（以下、MCC）で定める能力分野（Ⅰ～Ⅸ）ごとの到達目標と到達レベル（1～6）を含めて具体化していること。
改善状況	○「学習・教育到達目標」の水準設定を見直し、必要な対応を行う。 ○学校として育成すべき人材像、ディプロマポリシー、学習・教育到達目標との関連を整理し、必要な対応を行い、周知する。 ○準学士課程各学科の到達目標（各学科の育成すべき人材像）、学科のディプロマポリシーとの関連を整理し、必要な対応を行い、周知する。 ○専攻科各課程の到達目標（各専攻の育成すべき人材像）、ディプロマポリシーとの関連を整理し、必要な対応を行い、周知する。 ○教育理念、教育目標、学科の教育方針を整理し、必要な対応を行い、周知する。

2.1	
点検項目	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 学校は、公開されている教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程（カリキュラム）において、MCC で定められている到達目標をレベルと共に各科目に紐付け、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の基準、方法ならびに科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法および評価基準を定め、授業計画書（シラバス）により教育に携わる教員並びに学生に対して開示していること。
改善状況	○Web シラバス上での上記紐付けの有無を、令和 4 年度教員会議において確認依頼した（参考資料；令和 4 年度第 18 回教員会議議事要旨）。 点検作業の体制構築は検討中であり、今度の検討課題となっている。
3.2	
点検項目	【MCC からみた卒業生の到達度点検】 学校は、MCC で定められている到達目標について、全学生が卒業時点でレベルも含めて身につけていることを点検・確認していること。
改善状況	○卒業研究の評価基準、評価方法の曖昧さについては、KIS での指摘を受け、令和 5 年度第 7 回教務委員会 資料 17「卒業研究のシラバスについて」において、各学科のシラバスの現状について表にまとめ、学科全体で可能な部分は統一するよう依頼した。 ○分野横断的能力の育成については、選択科目に依存したカリキュラム設計であったが、令和 6 年度から、「キャリア科目」を本科 1 年、2 年で導入することとしたため、年次進行での改善ではあるが、令和 6 年度以降の入学者に対しては本科生卒業時には、1 年、2 年の P B L 等のキャリア科目履修により、分野横断的能力が履修できるように設計をし直している （参考資料：令和 5 年度臨時教務委員会（7 月 20 日）資料 2：新 MCC(コア)到達レベル確認表（案）、資料 3：令和 5 年度現在の旧 MCC 到達目標（専門分野）の充足状況、資料 4：新 MCC カリキュラムマップ（モデル部分抜粋））。
4.1	
点検項目	【内部質保証システムの構成・実施と開示】 学校は、基準 1~3 に即して教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施し、かつ、その実施内容を教育に係る教職員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ仕組み自体の機能を点検できる機能を有すること。

改善状況	○KIS 実地審査時には原案の段階であった教学マネジメントに関する規程は、令和 5 年 4 月 1 日施行の「教学マネジメント実施規程」として定められた。 ○教学マネジメントの Check、Action を担う高専教育高度化戦略室は、企画運営会議と構成員が異なっており、教育の点検、改善を行うための組織的な内部質保証として取り組みがなされるよう組織建てを工夫した。 ○学内全部署の長で組織される「自己点検評価改善委員会」で、内部質保証に関わる点検と改善の指示を行った。総務主事が委員長となり、学内からの指摘事項をはじめ、認証評価や KIS 等での指摘事項に対して、各長がとりまとめた具体的改善事項を明確にした。その方法と手順を組織的に共有した。
4.2	
点検項目	【継続的改善】 学校は、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を有すること。
改善状況	○組織的な内部質保証のために、教学マネジメント実施規程を整備し、教学アセスメントプランに基づく統計データの収集と、データに基づく教育改善を行うための組織体制を整備し、点検と改善を実施している。 ○上記 4.1 で示した「自己点検評価改善委員会」を中心に、認証評価新基準の観点に則して、組織的な内部質保証の継続的取り組みを実施することとした。特に新基準の重点項目に留意し領域 1 から領域 6 について次年度より自己点検を行うこととした。

4. 新認証評価基準に照らした自己点検の準備状況

・令和 6 年 2 月 21 日 令和 5 年度第 1 回自己点検評価改善委員会において、自己点検評価改善委員長から各委員に対し、新認証評価基準の変更点に関する説明と、各観点に沿って根拠規程等の確認作業を指示した。